

# 児童虐待の防止と援助のための ネットワーク指針

～ ネットワークが有効に機能するために～



# 目 次

<b>はじめに</b>	-----	<b>1</b>
<b>1 児童虐待に関する基本的なこと</b>	-----	<b>2</b>
1 ) 虐待の種類		
2 ) 虐待の要因		
3 ) 虐待対応の流れ		
<b>2 ネットワークが力を発揮するために</b>	-----	<b>3</b>
1 ) ネットワークとは		
2 ) 多様なネットワーク活動		
3 ) ネットワークの性格		
4 ) ネットワーク運用上の留意点		
<b>3 虐待防止ネットワークの展開</b>	-----	<b>4</b>
啓発のネットワーク		
虐待予防のネットワーク		
虐待の発見と通告ネットワーク		
初期対応のネットワーク		
処遇決定のためのネットワーク		
在宅処遇のネットワーク		
親子分離処遇のネットワーク		
虐待対応関係者のサポートネットワーク		
<b>4 児童虐待対応における関係機関等の主な役割</b>	-----	<b>10</b>

## 参考資料

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律
- ・ 児童福祉法（抜粋）
- ・ 主な相談機関等一覧



# はじめに

児童虐待は様々な要因が複雑に絡み合っています。このため、虐待防止においては、虐待対応の中核機関である児童相談所や虐待予防において主要な役割を担う保健所、市町村保健センターを中心として、子どもや家庭にかかわる関係機関による「ネットワーク」が重要です。本冊子は、あらゆる段階での様々なネットワークが有効に機能するための指針として作成しました。

多岐にわたる虐待対応について、関係者が連携して活動するための「道しるべ」となるように編集されています。

各関係機関の皆様におかれましては、是非この指針を活用され、より実践的なネットワークを構築していただき、迅速かつ的確な対応が図られるよう一層御協力いただきますようお願い申し上げます。

## << ストップ・ザ・児童虐待宣言（抜粋） >>

関係機関・団体は、児童虐待防止のためのネットワークを府域全体に拡げ、相互の連携・協力の下に、子どもへの虐待の未然防止や早期発見体制の強化を図ります。

特に、職務上、子どもに関わる者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを十分自覚し、早期発見に努め、児童虐待を発見した場合は、速やかに児童相談所に通告することとします。

専門機関は、児童虐待に対し、専門的な知識に基づく迅速かつ的確な対応を行い、心身の危険から子どもを守ることに全力を尽くすとともに、機関相互の連携の必要性を再度認識し、日々の連絡・協調のさらなる充実に取り組みます。

また、虐待を受けた子どもやその保護者に対する心のケアを重視し、再発防止に努めるとともに、家族の絆を取り戻すための支援強化に努めます。

子育てに悩んでいる人を見つけたり、あるいは児童虐待の疑いに気づいたときは、児童相談所、保健所、福祉事務所、民生児童委員・主任児童委員等に、気軽に相談していただくよう、あらゆる機会をとらえて広く府民に周知を図っていきます。

また、これらの機関が地域や府民に開かれた身近な相談機関となるよう取り組みを強化します。

21世紀を担う京都府の子どもたちのかけがえのない命を守り、健やかに育てることは、府民一人ひとりの責務であることと自覚し、子育てを地域全体で支援しあう社会の実現に向け、力を合わせ、積極的に取り組んでいきます。

平成14年10月25日

京都府児童虐待防止ネットワーク会議

# 1 児童虐待に関する基本的なこと

## 1) 虐待の種類

種類や程度によって対応の在り方も異なってきます。

### 身体的虐待

殴る蹴る、つねる、縛る、タバコの火やアイロンを押しつけるなど、からだに傷あとが残ったり、生命が危うくなるようなけがをさせること

### 性的虐待

性的ないたずら、性行為を強要すること

養育の拒否・放置（ネグレクト）

適切な衣食住の世話をしない、登校させない、病院に連れていかないなど

### 心理的虐待

子どもを無視したり、罵声をあびせ、心に傷を負わせること

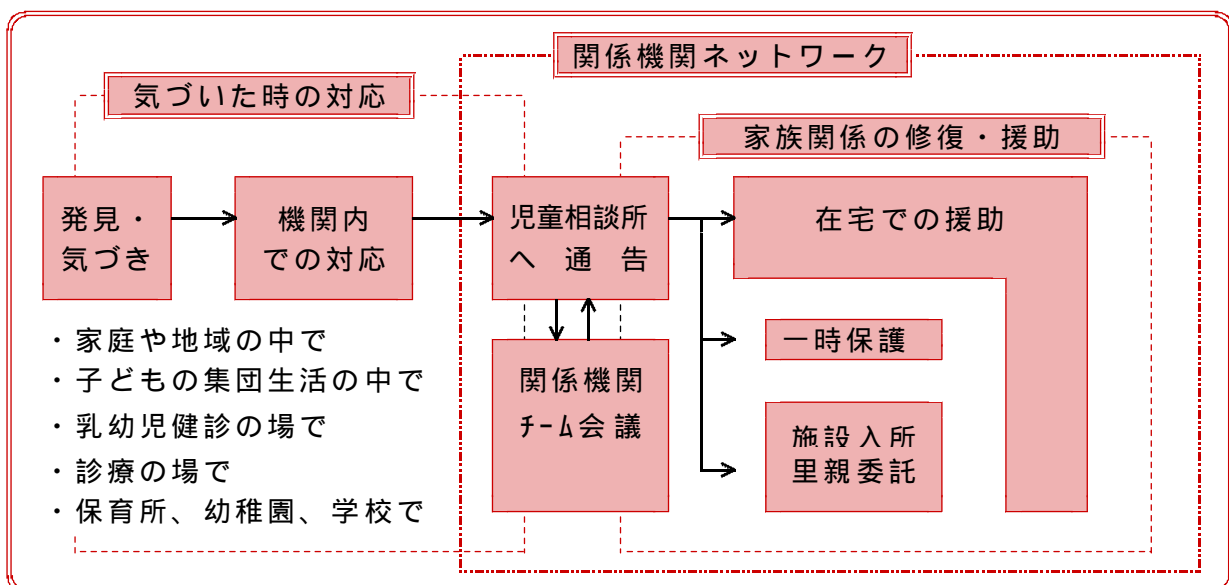
## 2) 虐待の要因

次の4つの要因が重なると、虐待が発生しやすくなると言われています。これらを念頭に虐待への取組や家族援助を考えましょう。

第1の要因は、経済不安や夫婦不和、育児負担など生活上のストレスが積み重なって危機的状況にあることです。第2は、家族が社会的に孤立化し、援助者もいないこと、第3は、育てにくい子、あるいは望まぬ妊娠による出産など、子どもが親にとって意に沿わない場合があげられます。さらに第4は、保護者自身が子ども時代に大人から愛情を受けておらず、そのことに対して適切なケアがなされていない場合で、以上4つの要因がそろると、虐待のリスクは高まると考えられています（この項は「健やか親子21検討会報告書」を参考にして記述しました）。

## 3) 虐待対応の流れ

基本的な対応の流れを以下に示します。



## 2 ネットワークが力を発揮するために

### 1) ネットワークとは？

ネットワークとは、様々な機関や個人が、網の目のようにつながって活動すること、あるいはそうした活動をしている組織をさしていう言葉です。児童虐待においてネットワークが重視されるのは、虐待の問題には様々な要因が絡み合うため、一つの機関が取り組むだけでは解決が難しく、関係する機関が協力しあって初めて適切な対応ができるからです。

### 2) 多様なネットワーク活動

＜連携機関が一堂に会して協議＞することは、それぞれの役割や活動状況などもよくわかり不可欠ですが、それだけがネットワーク活動ではありません。そのようにしてつながった機関が、形にとらわれず、日常的に＜事態に応じて臨機応変に連絡を取り合い対応＞していくこともネットワークの重要な活動です。これら2つの動きをうまく結合させることが、ネットワークを効果的なものにします。

### 3) ネットワークの2つの性格

児童虐待のネットワークには、目的や設置形態によって違った性格があります。関係機関の代表者等が年に何回か会合を開くのは、＜施策推進のためのネットワーク＞と考えられ、地域の虐待問題について共通認識を高めるために、機関同士の相互理解や情報交換を行い、地域における適切な虐待対応実現に向けたシステムの構築、そのための条件整備、虐待防止のための啓発活動などを主要な目的としています。

これに対して、具体的な事例に対して介入や援助を行うのは、＜事例対応ネットワーク＞といえます。

これらは同じネットワークとはいえ、活動の在り方や留意点も異なります。その点を十分認識することで、より効果的なネットワーク活動を展開することができます。

### 4) ネットワーク運用上の留意点

ネットワーク活動を推進する上では、留意すべきことがあります。いくつか述べてみましょう。

#### 関係者・関係機関の相互信頼

信頼関係のないネットワークはかえってマイナスになります。ネットワーク活動を通じて、常に互いをよりよく理解し、支え合うことによって、信頼関係を築き上げる努力を忘れないようにしましょう。

#### 情報共有とプライバシー保護

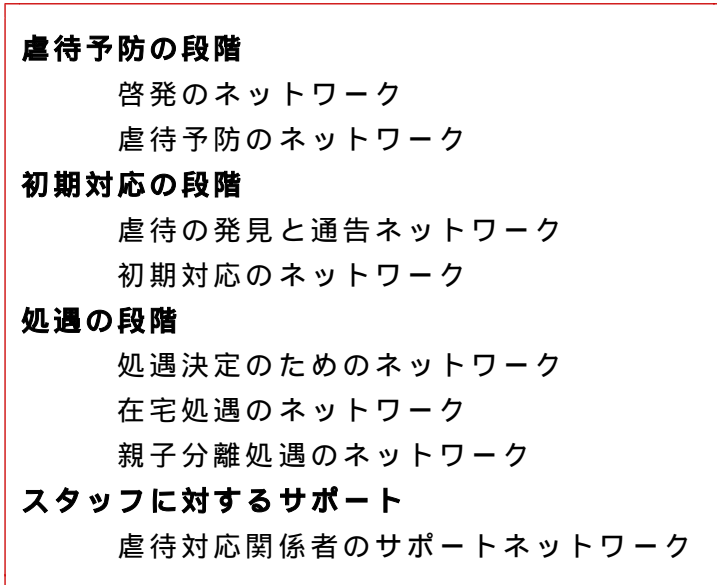
虐待に対してネットワークで適切に対応していくためには、ネットワークに参加する機関相互の情報共有は不可欠です。このため、ネットワークにおける情報交換や協議を行うために必要な情報や資料等を的確に提供することが重要なポイントとなります。ただし、虐待対応のネットワークでは、ほとんどの場合、プライバシー情報を扱うこととなりますので、情報交換や記録等の管理に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮することが求められます。また、守秘義務を課されている関係機関職員等は、ネットワークにおいて知り得た秘密については外部に漏らさないよう、守秘義務を堅持することが必要となります。

#### 中心機関を明確に

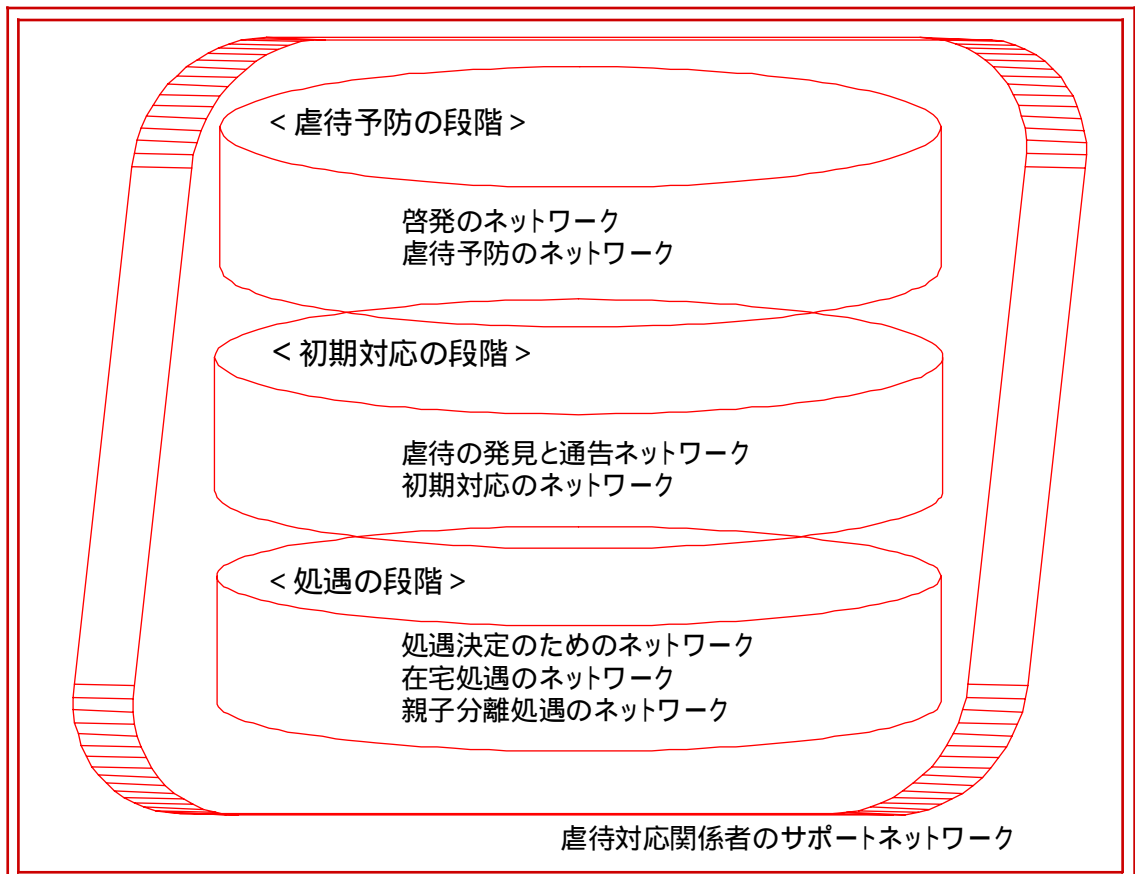
ネットワークの内容や時間の経過、ケースの進展などによって各機関の役割も変化し、コーディネートする機関も違ってきます。ネットワークを成功させるためには、中心的に位置する機関がどこで、それぞれの機関はどんな役割を担うのかを明確にしておきましょう。

### 3 虐待防止ネットワークの展開

ひとくちに児童虐待防止ネットワークといっても様々な段階があり、それぞれによって活動内容は随分違ってきます。ここでは次の8種類のネットワークについて述べてみます。



#### ネットワークのイメージ図



## 啓発のネットワーク

### 相互理解

このネットワークで重要なことは、参加するそれぞれの機関がどのような役割を果たしているのかについて相互理解を深める取組です。具体的な事例への対応が必要となったときに、それぞれの役割が理解されていることがネットワーク活動の第一歩となります。

### 企画力

具体的な活動としては、虐待に関する情報交換、各機関の実践報告、講演会など虐待問題をより深く理解するための啓発活動、地域の現状に見合った虐待対応システムの検討などが考えられます。これらを推進するためには、関係する機関の現状認識や企画力が問われることも多いことを自覚しましょう。

### 地域の実情にそった啓発活動

啓発活動の一環として、地域住民に向けてパンフレットを配布したり、啓発講座を開催するような取組をする場合、虐待とはどのようなものを伝えると同時に、住民一人一人がネットワークの一員であることを十分認識してもらうよう心がけ、こうした取組が地域における子育て支援の充実につながるような工夫をこらしましょう。

## 虐待予防のネットワーク

### 子育て支援の重要性

虐待にまでは至らなくとも、子育て支援を必要としている家族は多く、その中身も多様です。例えば育児不安、経済的困難、離婚や夫婦の不和、ドメスティック・バイオレンス（DV）、保護者の精神的不調、アルコール依存などが引き金となって、子育てに自信をなくしたり、子どもへの不適切なかかわりが始まることも少なくありません。しかし子育て支援、家族支援がうまくいくと、虐待の未然防止につながります。

場合によっては保護者が素直に援助を受け入れないこともあります。家族や子どもにかかわる機関がそれぞれの役割をきちんと位置づけ、関係機関相互はもとより、地域住民とも協力しながらかかわっていきましょう。

### 主担当機関の明確化

家族の状況によって子育て支援を担う機関も変わります。ですから啓発のネットワークなどを通じて、あらかじめ各機関の役割を理解しておくことが大切です。支援を必要とする家族に対しては、援助を担当する中心的な機関を明確にし、その機関が、必要に応じて他の関係機関と協働して支援するようにしましょう。

## 虐待の発見と通告ネットワーク

### 早期発見の努力義務

児童福祉法第25条は広く国民一般に要保護児童の通告義務を課しており、これをもとに、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第6条では、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを（児童相談所もしくは福祉事務所に）通告しなければならない」と定めています。しかし、児童虐待は密室の中で行われることも多いため、発見しにくいとされています。そこで、さらに、児童虐待防止法第5条では、虐待を発見しやすい立場にある「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」に、早期発見の努力義務を課しました。

### 発見した機関の対応

虐待を発見するのは、上記に記した機関などの職員によることが多いでしょうが、虐待に気づいた職員は、どうすればいいかとまどう場合も少なくありません。虐待を発見した職員は、一人で抱え込まないことが大切です。速やかに上司に報告し、機関としての対応方法を確認するようにしましょう。

また、通告をした場合、その後どのような事態が生じるのか、不安を感じる場合もありません。通告先の児童相談所をはじめ関係機関ともその後の対応方法などを率直に協議し、連携を深めるようにしましょう。

### 保護者への説明

児童虐待防止法第7条は、通告を受けた児童相談所等に対して「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定めています。この点は重要で、虐待の通告をするには時として勇気も必要であり、まずは安心して通告できることが虐待に係る通告促進の大前提となるからです。ただ、診察した児童に不自然な傷が多数あったとか、登校してきた児童が「叩かれて怪我した」と訴えたとか、明らかに発見・通告機関が特定されるような場合もあります。こうした例では、保護者に対して通告することを事前に説明したほうが望ましいこともあります。もちろん事例に即して個々に検討すべきことは言うまでもありませんが、保護者への通告をどのような形で行うのがいいか、初期の段階からの協議、連携が重要です。

### 的確な情報収集

通告するに当たっては、どの程度危険な状況なのか、緊急に対応しなければならないのかどうか、どのような支援が必要であるのかなどを判断するために、可能な限りの情報を収集することが大切です。

#### < 通告の際にチェックしておきたいこと：(例) >

以下のような情報がその後の適切な対応に役立ちますが、初期にすべてを把握できるわけではありません。わかる範囲、また可能な範囲で情報を得るようにしましょう。

- 子どもの氏名・年齢・性別・所属など本人についての情報
- 虐待の内容（誰が・いつ・どのように）・頻度・危険度（緊急性がある場合は通告時の子どもの居場所なども）
- 虐待と判断した理由や背景
- 普段の子どもの様子（生活状態・通園通学状況・子どもの特徴など）
- 待加害者の情報や家族について（家族構成・近隣との関係・生活状況など）
- 通告者名・連絡先（連絡の諾否）・今後の協力の可否（協力内容）・通告者意見等



## 初期対応のネットワーク

### 情報の共有

発見・通告してきた人（機関）の情報をもとに、なるべく早く関係機関がネットワークミーティングを行います。そこでは、通告された内容に加え、各機関が持っている虐待対応に必要な情報を共有した上で、虐待の重症度や緊急度、また当該家庭の課題等について共通認識を深めていきます。

すでに述べたことですが、プライバシーに関わる情報を出すことも必要となりますので、その扱いについては十分留意することが求められます。

### 適切な保護

もちろん、子どもの安全が強く脅かされ、緊急性がある場合には、その子どもが速やかに保護され、適切なケアを受けられなければなりません。

児童虐待防止法第8条は、児童相談所長に対して「速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ……一時保護を行う」よう定めています。

すなわち、子どもの安全確保は、基本的には児童相談所長に求められているわけですが、子どもの安否を確認し、適切な保護を実施する上では、他の機関もしばしば重要な役割を担うことがあります。

虐待の状況によっては警察官の援助を得て立入調査等を行うことが必要な場合もあり、また、保健師や学校の教職員などが、児童相談所職員とともに家庭訪問することが、初期対応として効果的な場合もあります。それぞれの機関の役割を相互に認識しながら、各機関がそれぞれにふさわしい役割を発揮することが求められています。

### 保護者への援助

保護者が虐待をしてしまう要因について述べたように、虐待してしまう保護者も援助を必要としています。また保護者の中には、自分はしつけと思っていた行為が虐待であると指摘され、ショックを受けたり混乱することも考えられます。

子どもの適切な保護を図ると同時に、保護者を援助することも重要であることを常に念頭に置き、関係機関が役割を分担して対応するよう心がけましょう。

## 処遇決定のためのネットワーク

### 意見の相違

かかわる機関の立場が違くと家族や子どもの見方が違うことがよくありますが、ある意味でそれはあたりまえです。しかし意見の違いはあっても目標は同じです。そこで、処遇を決定するまでにかかわってきた機関のスタッフが一堂に会し、適切な時期を選んでネットワーク会議を開きましょう。各機関が多面的な視点から協議することで様々な問題点や課題が浮かびあがってきます。

### 役割分担

処遇を考える上で大切なことは、子どもや家族のために必要なことは何なのかを見極めることです。

子どもや家庭の状況が明らかになるにしたがい、支援の方向性も見えてきます。この段階では、ネットワークに参加する各機関が、その機能と役割にそって具体的な援助方針を定め、同時にどの機関が支援の中心となるかについて合意しておきましょう。

## 在宅処遇のネットワーク

### 在宅処遇の重要性

多くの場合、子どもは被害を受けていても、虐待さえなくなれば家族とともに暮らしたいと希望します。深刻な虐待の場合は施設入所なども必要ですが、施設入所は子どもの安全を確保するには極めて有効であっても、子どもにしてみれば、慣れ親しんだ地域やこれまでサポートしてくれた人たちと離れることになり、今後の親子再統合を難しくする要因にもなりかねません。

ですから、家族の中で生活しながら安全を守り、保護者の子育てを支援していく在宅処遇は、虐待対応の中でも極めて重要であるといえます。

### 親族、近隣等による支援（インフォーマル・サポート）の重要性

その意味でも、家族を支えるネットワークに親族や近隣知人を加え、こうした人たちの力を借りることを積極的に検討していくことがたいせつです。どの機関であれ、専門職がかかわることのできる期間や内容は限られていますが、こうした身近な方々のサポートはいつまでも続きますし、関係機関ではなし得ないサポートも可能です。

### 在宅処遇の困難性

しかし、過去に家庭内で虐待が行われたわけですから、子どもの安全を確保することには難しさもあり、かつ密室化して虐待の事実を把握すらできないという事態を招く可能性もあります。

### 定期的な評価

在宅処遇では、子どもの安全を日常的に見守ること、保護者に対する子育ての応援などがテーマになります。医療機関や種々の福祉サービス利用の可否、子どもが所属している機関で可能な援助の内容などを具体的に検討しましょう。また、各ネットワークに参加する機関がどのような対応を行うことができるかも明確にしておく必要があります。

在宅処遇の場合、責任の所在が不明確になりやすいので、どの機関がどのような役割を持つのか、誰がコーディネーター役を担うのか、ネットワーク会議でしっかり確認しておきましょう。また、定期的な評価を行い、支援の状況を再確認しましょう。

## 親子分離処遇のネットワーク

### 深刻な虐待

虐待が深刻な場合、保護者の対応に改善を求めることが困難な場合などには、親子分離を検討しなくてはなりません。児童福祉施設への入所決定は児童相談所の業務ですが\*、その場合も、それまでかかわってきた関係機関等が意見を出し合い、的確な判断をすることが必要です。

\* 施設入所には、保護者の同意によるものと児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の審判によるものがあります。そのいずれかによって対応も異なってきますので、留意しましょう。

## 複数の機関

分離処遇では、児童福祉施設などに入所した子どものケアと、将来の家庭引取りに向けた保護者に対する指導・支援の両方が必要です。子どもにかかわる機関と保護者への援助を行う機関が違ったり、複数になる場合も多いので、必要に応じて関係機関によるネットワーク会議の場を持つことが大切となってきます。

## 家族再統合

分離処遇を行ったとしても、多くの場合、最終的には家族の再統合が目標となります。そのためにも、定期的に親子それぞれへのアプローチをふりかえり、子どもと家族の現状を正しく評価していきましょう。その場合にもかかわっているそれぞれの機関が情報を持ち寄り、積極的に意見交換することが重要です。

## アフターケア

また、再統合を実現させた場合には、アフターケアとして、再発防止に向けた支援について、在宅処遇で示した方向を忘れずに実行しましょう。

## 虐待対応関係者のサポートネットワーク

### 困難な虐待対応

虐待への対応は、非常に労力を要します。したがって、スタッフに対する多様なサポート体制は不可欠といえるでしょう。必要なときに必要なサポートを得ることができる、そんなネットワークづくりが大きな力を生み出すことを忘れないようにしましょう。

### 不可欠なサポート体制

事例に直接対応するスタッフに対するサポートは、虐待対応のすべての段階において必要です。

例えば、介入場面で危険が予想されるならば、警察の援助が不可欠です。

また、法的な対応が必要な局面では弁護士等のアドバイスが大きな力にもなるでしょう。

あるいは担当者が疲れ、燃え尽きてしまいかねないような状況があったとしたら、チーム処遇を心がけて負担を軽くしたり、精神面でのサポートが必要になってきます。いずれにしても一人でかかえこまず、互いに支え合うような関係づくりが必要です。